

1－1 事業計画の概要

1-1-1 事業計画の名称

株式会社 ミダック 奥山の杜クリーンセンター設置事業

1-1-2 事業の目的

株式会社ミダックは、浜松市東区有玉南町に本社を置く、廃棄物処理会社であります。

廃棄物処理の歴史は長く、昭和39年に前身の小島清掃社として設立後、東海地域を中心に、東は関東から西は関西地区までの広い範囲において、企業や病院などの公共施設から排出される産業廃棄物や一般廃棄物の適正処理を通じて、お客様に安心と安全なサービスを提供してきました。

特に、廃液を処理する水処理施設、汚泥や焼却灰のリサイクル施設、廃プラスチックや木くず等の破碎施設、そして管理型最終処分場と、お客様の廃棄物に対する様々なニーズに答えることのできる処理施設を有していることも、お客様から信頼をいただける一因と考えています。

近年、環境に対する社会的な要求がますます高まる中、これまで長い年月をかけて積上げてきた技術力と信用、信頼を基に、東海地域随一の規模を誇る「奥山の杜クリーンセンター」設置計画を立ち上げることとなりました。

「奥山の杜クリーンセンター」の中核をなす、廃棄物の管理型最終処分場は、近年新たな設置がますます難しくなっており、全国的にも数が不足しています。特に浜松市を中心とする周辺地域には、長期にわたり安全な廃棄物の処理を行える管理型最終処分場が不足しています。

施設の設置にあたっては、施設の計画段階から地域住民の方々や行政機関に対して、積極的な情報公開を行うと共に、しっかりとした説明責任を果たすことで、廃棄物処理施設に対して多くの方々が抱く不安の解消に努めていく考えであります。

奥山の杜クリーンセンターの「杜」という言葉には、鎮守の森や御神木の意味が含まれています。弊社は、地元に根ざし地域と共に歩んでいくことを願っています。

1-1-3 事業の内容

(1) 施設の設置者の氏名及び住所

氏 名 …………… 株式会社 ミダック

代表取締役 矢板橋 一志

住 所 …………… 静岡県浜松市東区有玉南町2163番地

(2) 施設の設置場所

住 所 …………… 管理型最終処分場 浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆

破砕処理施設 浜松市北区引佐町奥山1115番168 他 6筆

(図1-3-1参照)

都市計画用途地域 … 都市計画区域外 (図2-2-1参照)

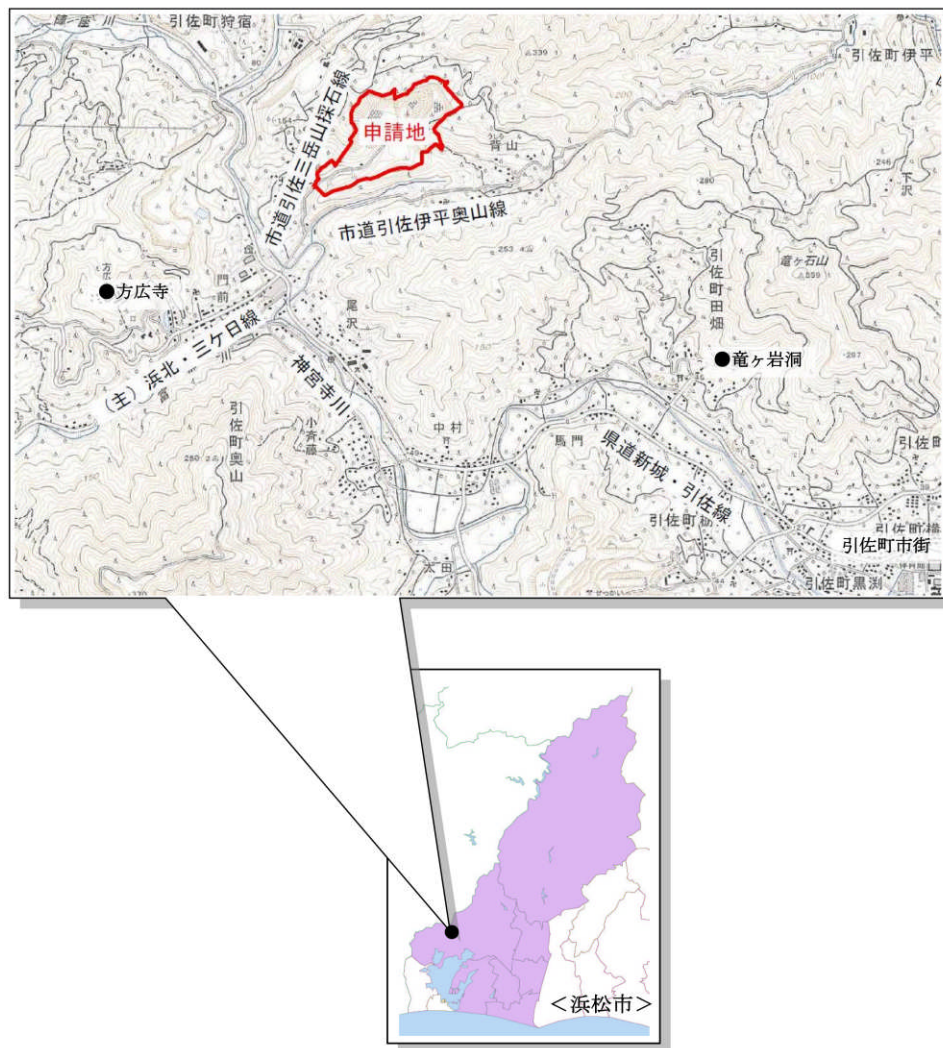


図1-3-1 計画区域位置図

(3) 設置する施設の種類

- ・管理型最終処分場
- ・破碎処理施設

(4) 施設において処理する廃棄物(汚染土壌含む)の種類

1) 管理型最終処分場

管理型最終処分場において処理する廃棄物の種類を表1-3-1に示す。

表1-3-1 処理する廃棄物の種類

産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号 以上15品目
特別管理産業廃棄物	特定有害廃石綿等 以上1品目
汚染土壌	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ベンゼン、ホウ素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物、以上25品目
一般廃棄物（予定）	燃え殻、粗大ごみ等 ※一般廃棄物は、市町村に処理責任が課されており、市町村は一般廃棄物処理計画に基づき処分を行います。そのため、今後、浜松市と協議を重ね、市の政策的判断に従う考えです。

2) 破碎処理施設

破碎処理施設において処理する廃棄物の種類を表1-3-2に示す。

表1-3-2 処理する廃棄物の種類

産業廃棄物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7品目
一般廃棄物（予定）	粗大ごみ等 ※一般廃棄物は、市町村に処理責任が課されており、市町村は一般廃棄物処理計画に基づき処分を行います。そのため、今後、浜松市と協議を重ね、市の政策的判断に従う考えです。

(5) 施設の処理能力

1) 管理型最終処分場

表1-3-3 全体面積

計画地全体面積	228,241m ²
うち廃棄物埋立面積※	104,458m ²
第1期	28,597m ²
第2期	37,580m ²
第3期	47,424m ²
第4期	82,272m ²

※廃棄物埋立面積は、各期の重複する埋立部分を差し引いた面積の合計となっています。

表1-3-4 全体面積埋立容量

	内訳	廃棄物量	覆土量	埋立期間
全体埋立容量	3,125,591m ³	2,169,592m ³	955,999m ³	約33年
第1期	530,552m ³	376,098m ³	154,454m ³	約4年
第2期	451,129m ³	338,374m ³	112,755m ³	約5年
第3期	738,765m ³	572,276m ³	166,489m ³	約8年
第4期	1,405,145m ³	882,844m ³	522,301m ³	約16年

2) 破碎処理施設

廃プラスチック類 56 トン/日

紙くず 60 トン/日

木くず 66 トン/日

繊維くず 24 トン/日

金属くず 135 トン/日

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 119 トン/日

がれき類 176 トン/日

(6) 施設の処理方式

1) 管理型最終処分場

管理型最終処分場は、容量300万立方メートルを超えることから、全体を大きく4つの工期に分けて埋立を行う。

ア. 第1期埋立の概要（図1-3-2参照）

埋立容量 530,552 m^3 （廃棄物 376,098 m^3 、覆土 154,454 m^3 ）

埋立面積 28,597 m^2

埋立期間 約4年

イ. 第2期埋立の概要（図1-3-3参照）

埋立容量 451,129 m^3 （廃棄物 338,374 m^3 、覆土 112,755 m^3 ）

埋立面積 37,580 m^2

埋立期間 約5年

ウ. 第3期埋立の概要（図1-3-4参照）

埋立容量 738,765 m^3 （廃棄物 572,276 m^3 、覆土 166,489 m^3 ）

埋立面積 47,424 m^2

埋立期間 約8年

エ. 第4期埋立の概要（図1-3-5参照）

埋立容量 1,405,145 m^3 （廃棄物 882,844 m^3 、覆土 522,301 m^3 ）

埋立面積 82,272 m^2

埋立期間 約16年

オ. 断面概略図

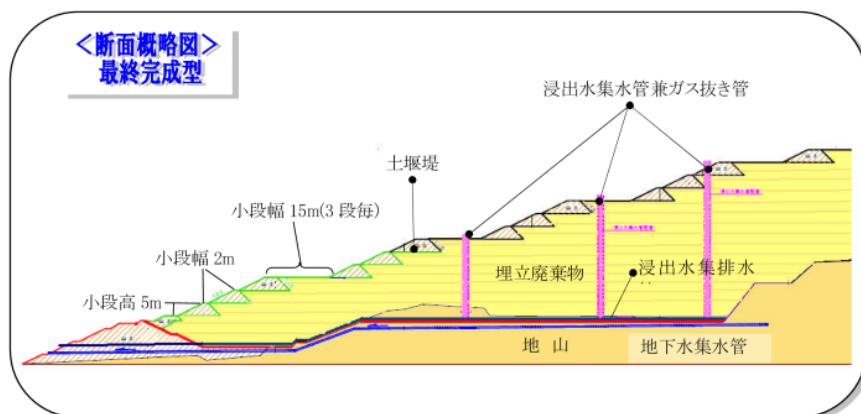


図1-3-6 断面概略図

カ. 管理型最終処分場の処理工程

管理型最終処分場の廃棄物の埋立処理工程を図1-3-7に示す。

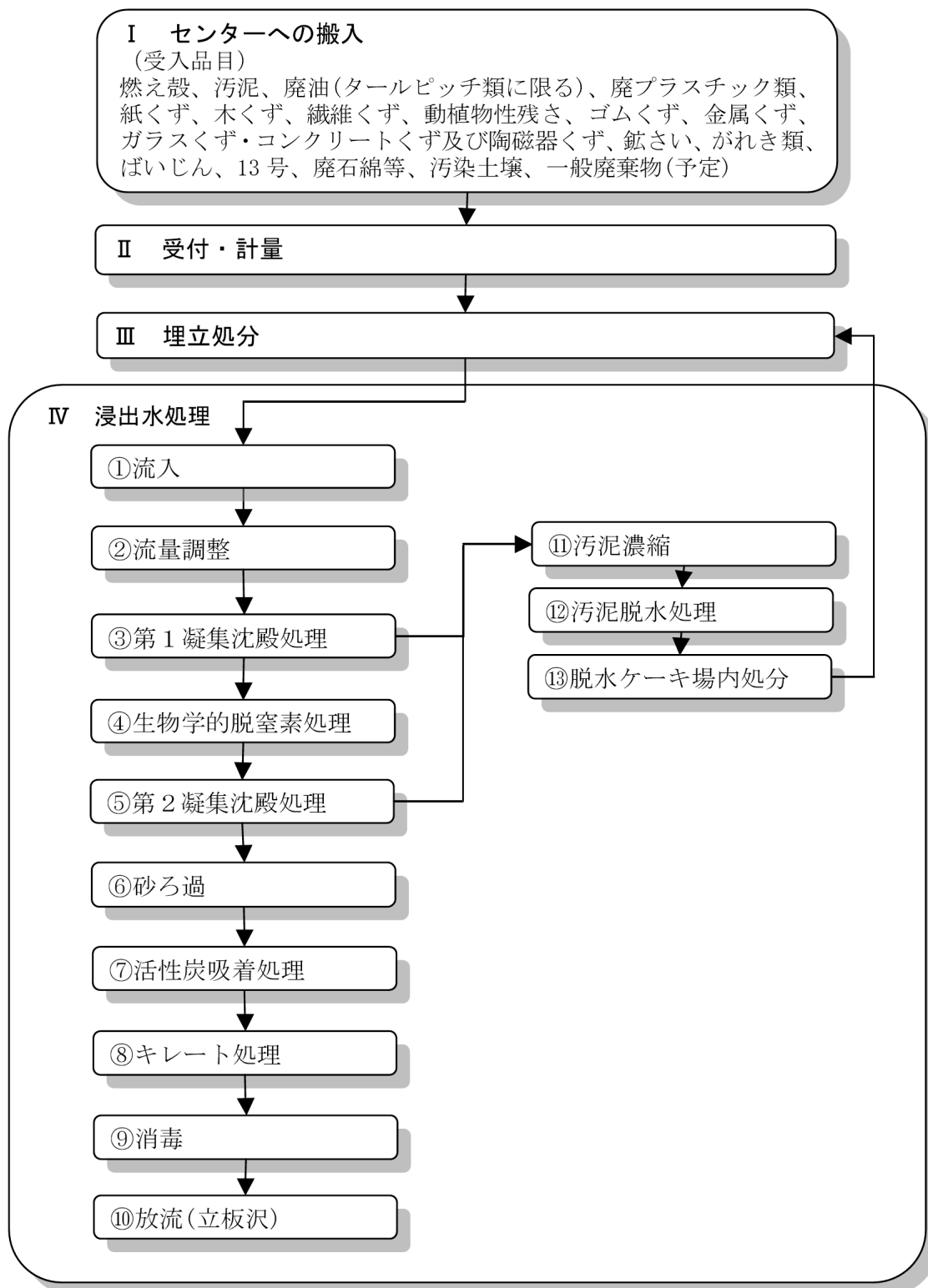
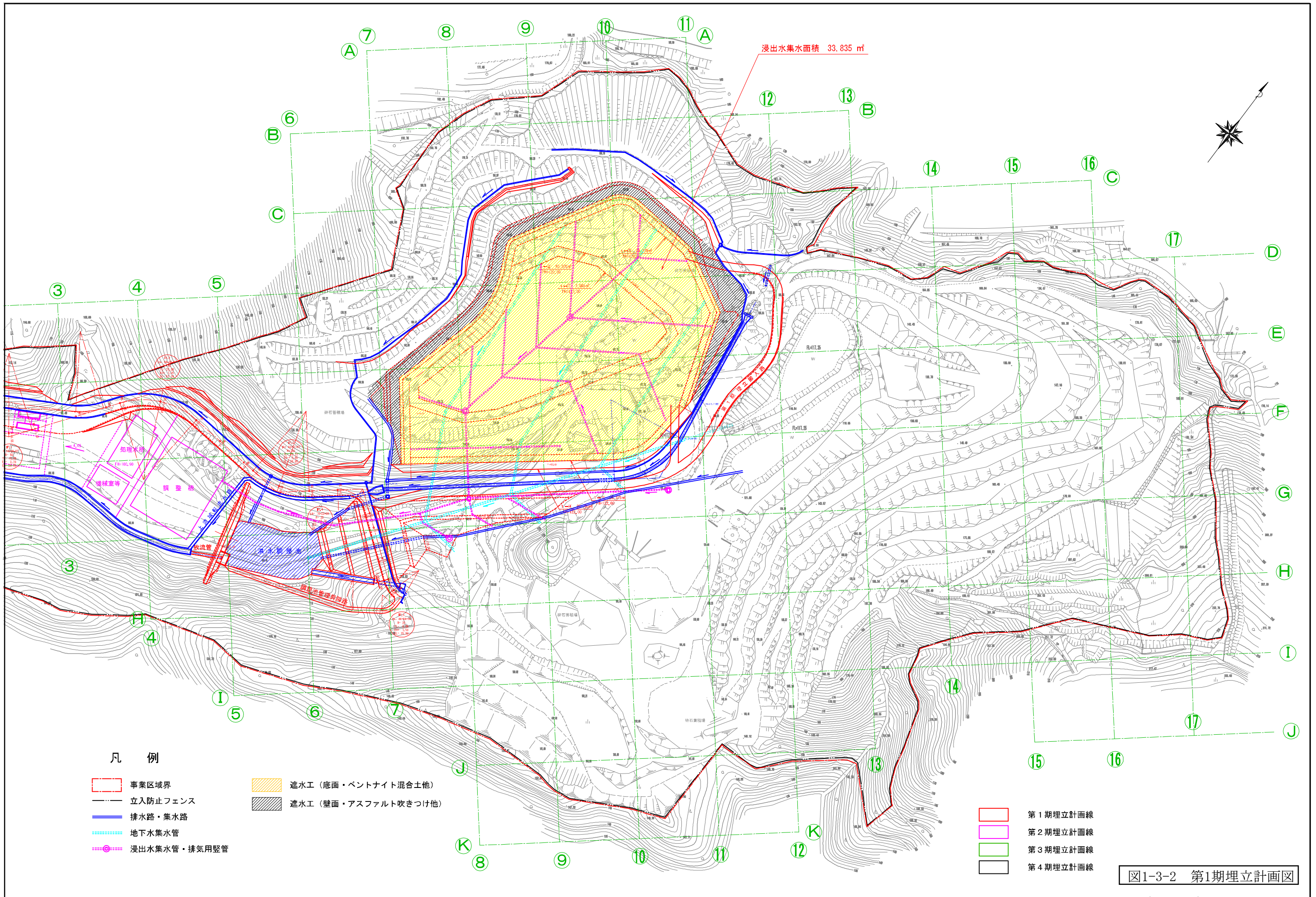
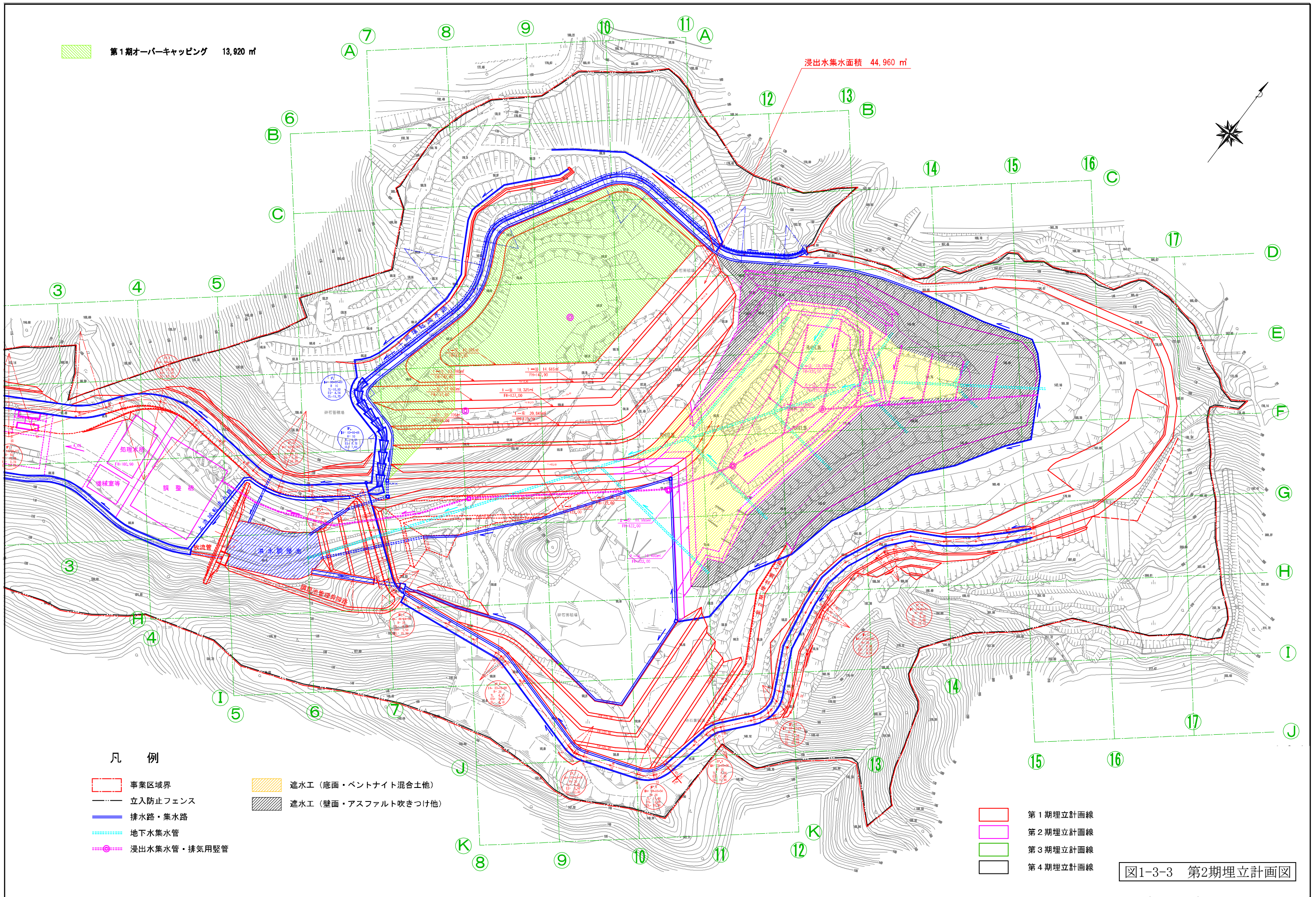


図1-3-7 廃棄物の埋立処理工程 (管理型最終処分場)





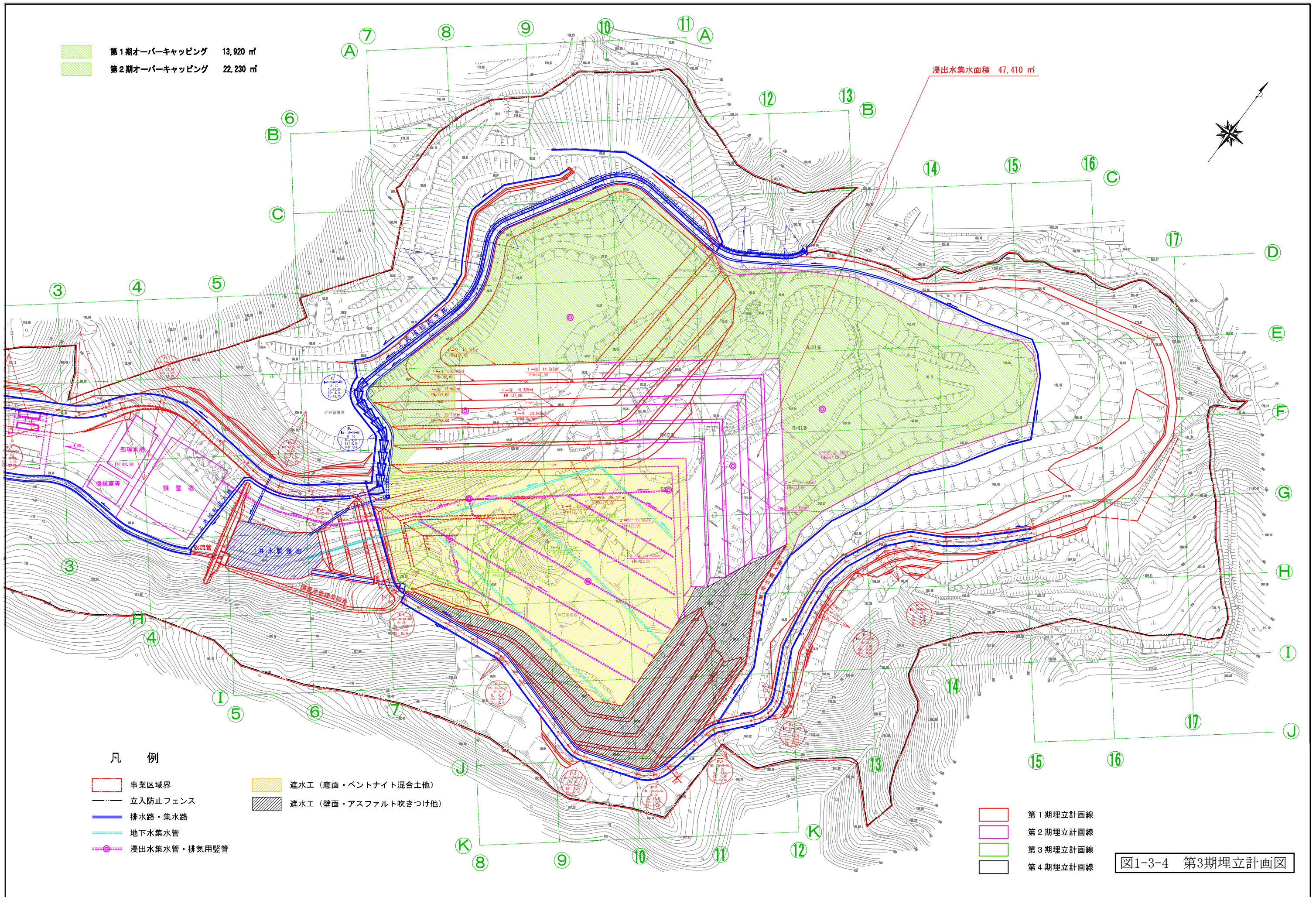
凡 例

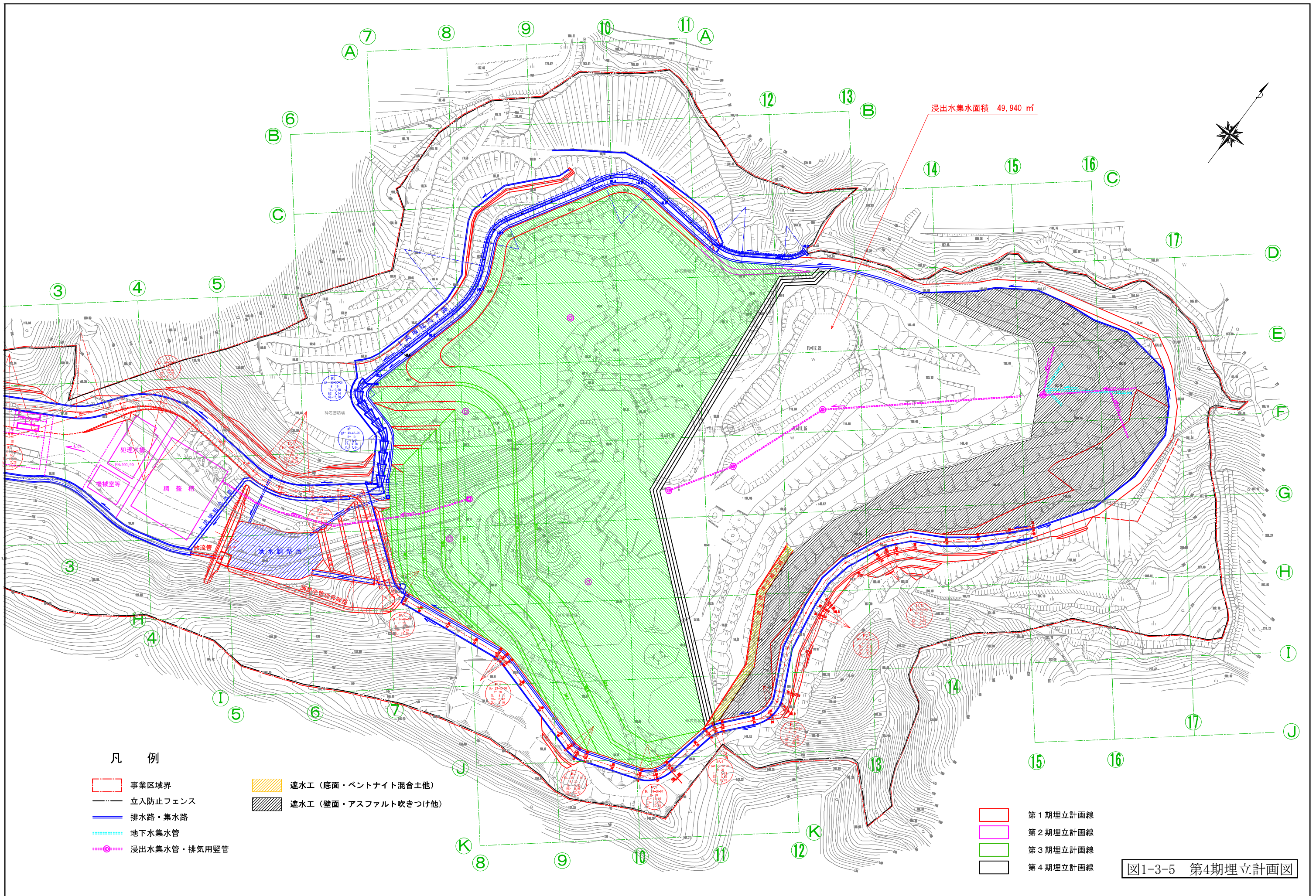
- 事業区域界
- 立入防止フェンス
- 排水路・集水路
- 地下水集水管
- 浸出水集水管・排気用竖管

- 遮水工（底面・ベントナイト混合土他）
- 遮水工（壁面・アスファルト吹きつけ他）

- 第1期埋立計画線
- 第2期埋立計画線
- 第3期埋立計画線
- 第4期埋立計画線

図1-3-3 第2期埋立計画図





2) 破碎処理施設

形式：二軸せん断式破碎機

駆動方式：油圧駆動

設置箇所：建屋内

建屋規模：延床面積 約2,366㎡

廃棄物保管体積：処理前 約529㎥

処理後 約731㎥

ア. 破碎処理施設建屋（図1-3-8・図1-3-9参照）

鉄骨造2階建 1F床面積 約1,947㎡

2F床面積 約 419㎡

（延床面積：約2,366㎡ 建築面積：約1,992㎡）

イ. 保管施設

処理前保管ヤード 保管面積：約285㎡ 保管容量：約529㎥

処理後保管ヤード ヤード① 保管面積：約185㎡ 保管容量：約381㎥

ヤード② 保管面積：約 94㎡ 保管容量：約175㎥

ヤード③ 保管面積：約 94㎡ 保管容量：約175㎥

合計 保管面積：約373㎡ 保管容量：約731㎥

ウ. 破碎処理施設の処理工程

破碎処理施設の廃棄物の処理工程を図1-3-10に示す。



図1-3-10 廃棄物の処理工程（破碎処理施設）

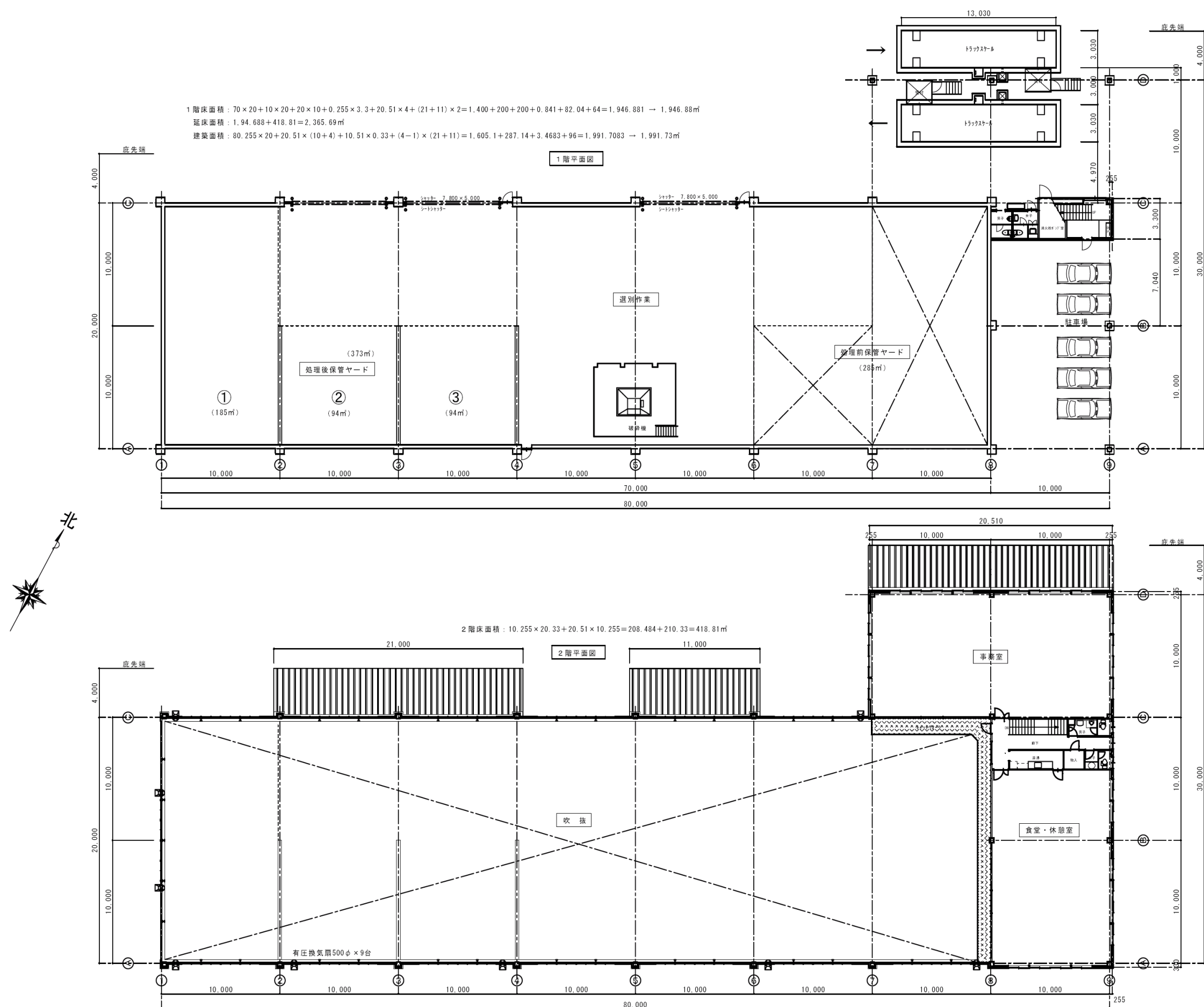


図1-3-8 破碎処理施設平面図

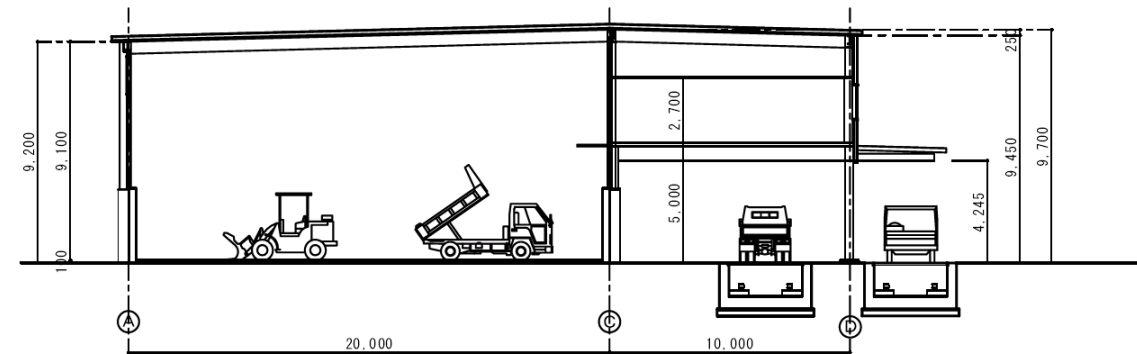
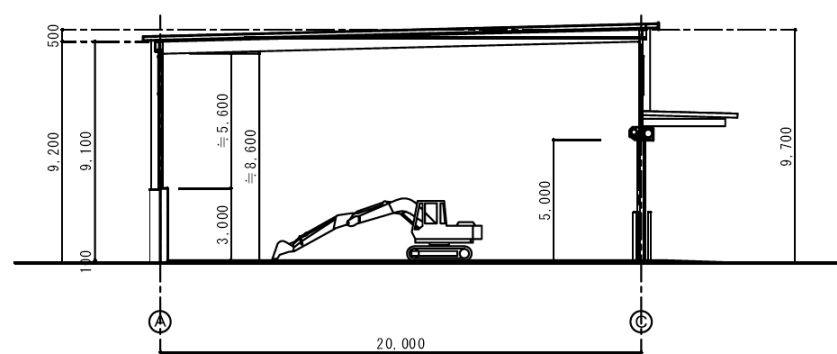
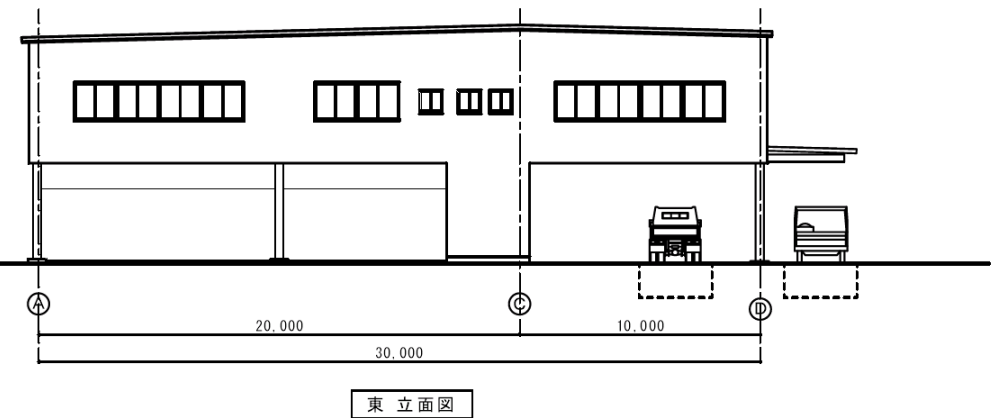
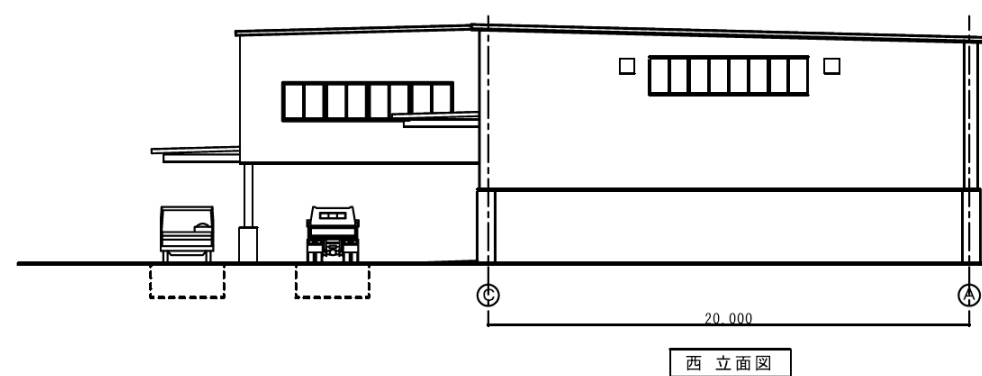
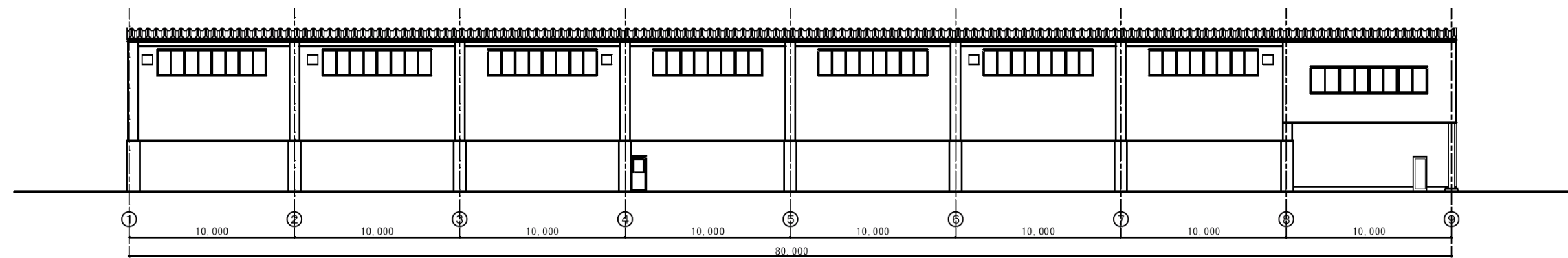
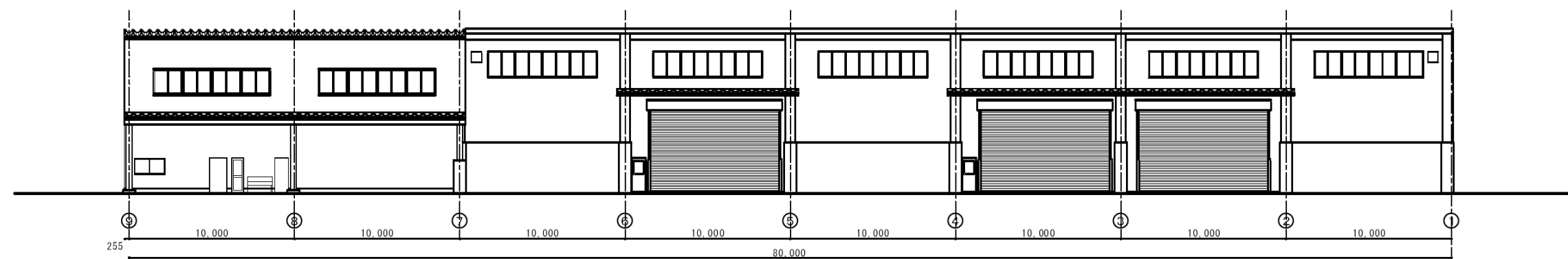


图1-3-9 破碎处理施設立面图

1-1-4 搬入計画

(1) 処分場搬入予定車両台数（1日あたり）

廃棄物運搬車両 10t車約35台

土砂運搬車両 10t車約 5台

(2) 搬入ルート

搬入ルートを図1-4-1に示す。

すべての廃棄物運搬車両及び土砂運搬車両は、主要地方道浜北三ヶ日線の奥山交差点北側（狩宿方面）から搬入する。従って、引佐町市街から県道新城引佐線を経由し、奥山交差点南側からの運搬車両の進入は行わない。浜松市街方面からの搬入は、引佐町市街から一旦、国道257号線を北上、途中、建設中の第二東名連絡道引佐インターチェンジ方面へ曲がり、主要地方道浜北三ヶ日線を経由する。奥山交差点には、北側から入り、市道引佐伊平奥山線を経て処分場に搬入する。

1-1-5 排水計画

(1) 浸出水処理施設配置図

浸出水処理施設の配置図を図1-5-1に、建屋の平面図及び立面図を図1-5-2～4に示す。

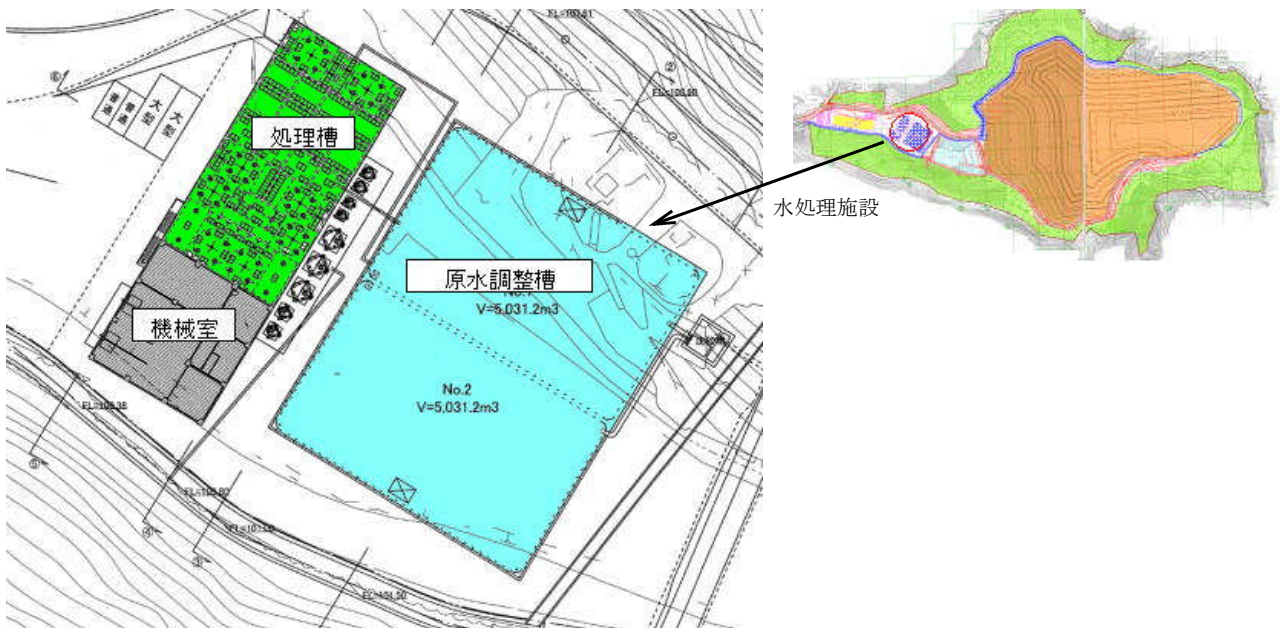


図1-5-1 浸出水処理施設配置図

(2) 浸出水処理施設の処理能力

処理能力：288m³/日（放流量342m³/日）

原水調整槽：約10,000m³

(3) 浸出水処理施設の処理工程

浸出水処理施設の処理工程を図1-5-5に示す。

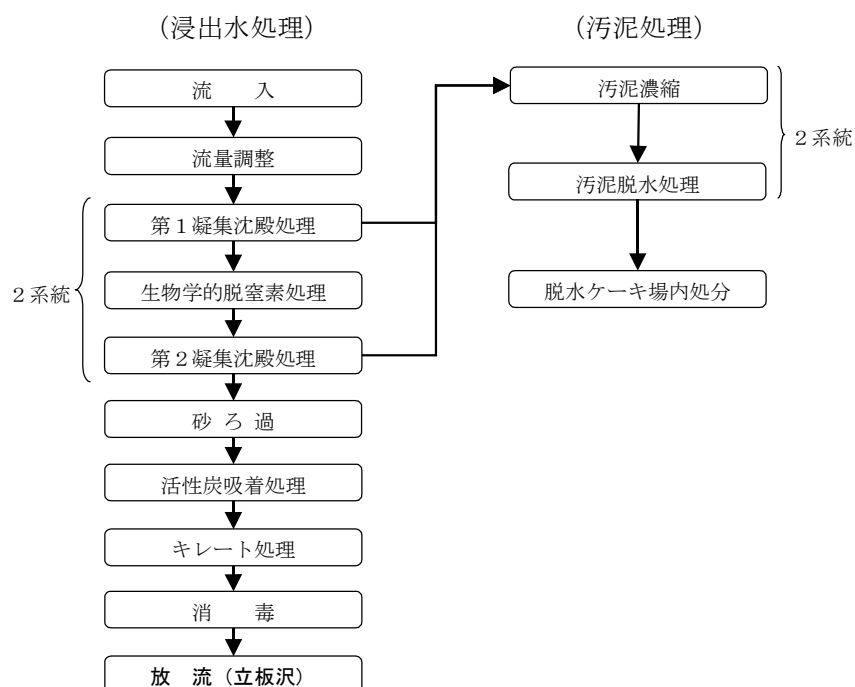
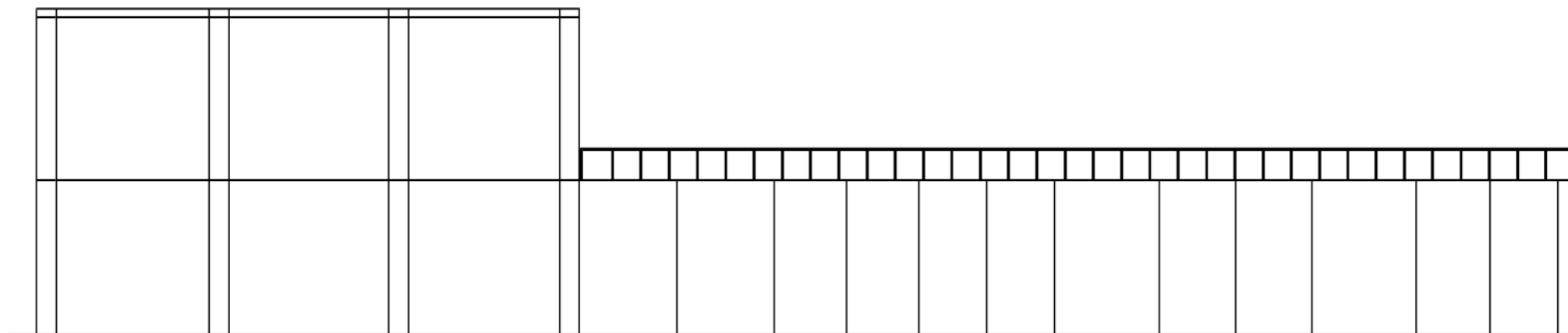
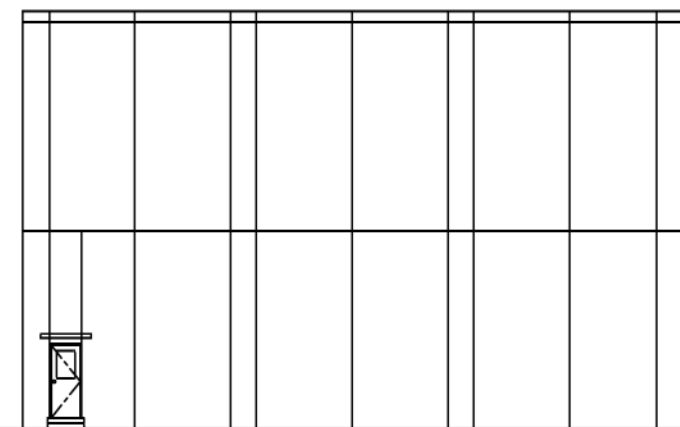


図1-5-5 浸出水処理施設処理工程

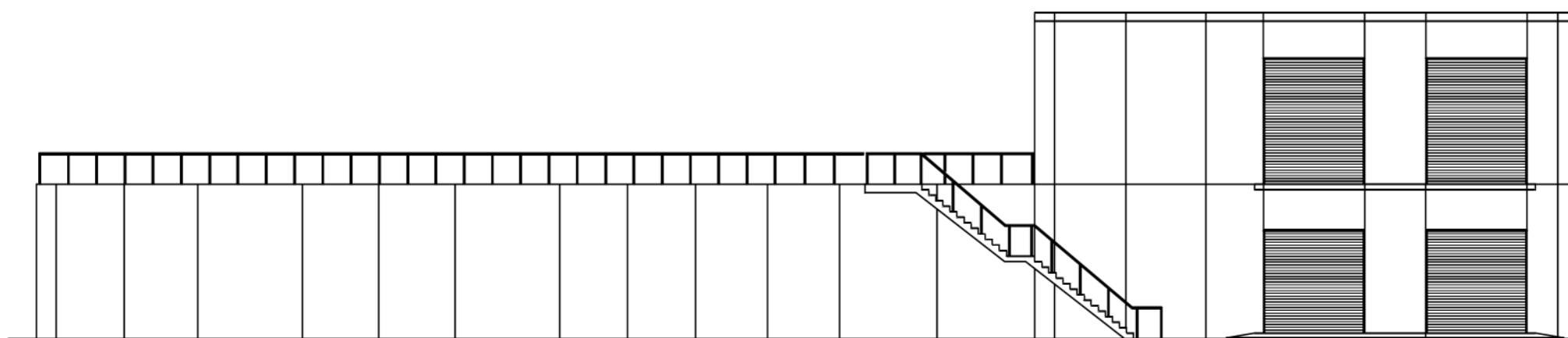
東側立面图



南側立面图



西側立面图



北側立面图

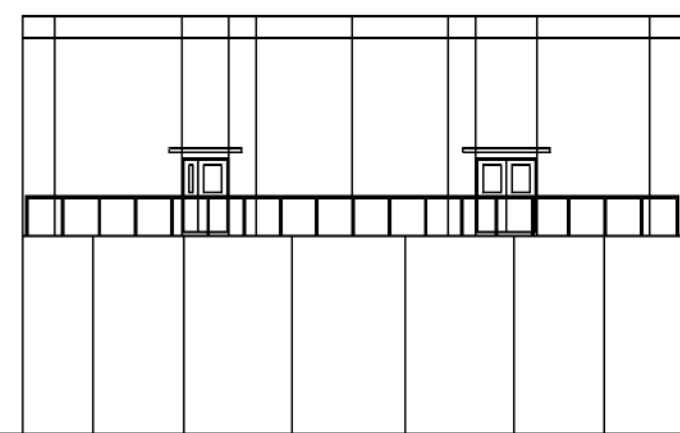


图1-5-4 浸出水处理施設立面图

1-1-6 公害防止対策

(1) 維持管理基準値及び測定計画

1) 大気汚染

粉じん及び石綿は、表1-6-1に示す維持管理基準値を設定し遵守する。

表1-6-1 粉じん及び石綿の維持管理基準値

項 目	法規制値 敷地境界線上の数値	目標値 (維持管理基準値) 敷地境界線上の数値	確認方法 (回数)
粉じん (埋立地)	0.20mg/m ³ 以下	0.20mg/m ³ 以下	埋立地周辺の敷地境界線上2ヶ所(調査時の風上及び風下)にて粉じんの測定を行う。 (頻度:1回/年)
石綿 (埋立地)	10本/L以下※1	1本/L以下※2	廃石綿埋立場所(発生源)及び敷地境界線上2ヶ所にて石綿の測定を行う。(頻度:4回/年)
粉じん (破砕処理施設)	0.20mg/m ³ 以下	0.20mg/m ³ 以下	破砕処理施設建屋周辺の敷地境界線上2ヶ所(調査時の風上及び風下)にて粉じんの測定を行う。 (頻度:1回/年)

注1) ※1 : 大気汚染防止法施行規則第16条の2に基づく基準。

2) ※2 : アスベストモニタリングマニュアル(第4版)平成22年6月環境省水・大気環境局大気環境課に基づく方法により算出したアスベスト繊維数。

2) 水質汚濁

浸出水処理施設からの放流水水質は、表1-6-2に示す維持管理基準値を設定し遵守する。

表1-6-2 浸出水処理施設からの放流水水質維持管理基準値

放流水モニタリング項目	法規制値 ※1	目標値(mg/l) (維持管理基準値)	確認方法(回数) ※2	
			①	②
アルキル水銀化合物※3	不検出	不検出	○	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.0005以下	○	
カドミウム及びその化合物	0.1以下	0.1以下	○	
鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	○	
有機燐化合物※4	1以下	1以下	○	
六価クロム化合物	0.5以下	0.5以下	○	
砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	○	
シアン化合物	1以下	0.1未満	○	
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.0005未満	○	
トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下	○	
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	○	
ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	○	
四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	○	
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	○	
1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	0.2以下	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	○	
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	○	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	○	
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	○	
チウラム	0.06以下	0.06以下	○	
シマジン	0.03以下	0.03以下	○	
チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	○	
ベンゼン	0.1以下	0.1以下	○	
セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	○	
ほう素及びその化合物	50以下	10以下	○	
ふっ素及びその化合物	15以下	8以下	○	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200以下	50以下	○	
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	6.0～8.0		○
生物化学的酸素要求量(BOD)	60以下	平均15最大20以下		○
化学的酸素要求量(COD)	90以下	平均15最大20以下		○
浮遊物質(SS)	60以下	10以下		○
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5以下	5以下	○	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30以下	30以下	○	
フェノール類含有量	5以下	5以下	○	
銅含有量	3以下	0.25以下	○	
亜鉛含有量	2以下	0.25以下	○	
溶解性鉄含有量	10以下	10以下	○	
溶解性マンガン含有量	10以下	10以下	○	
クロム含有量	2以下	2以下	○	
大腸菌群数(個/cm ²)	3000個/cm ² 以下	3000個/cm ² 以下	○	
窒素含有量	平均60最大120	平均60最大120		○
燐含有量	平均8 最大16	1以下	○	
ダイオキシン類(pg-TEQ/l)※5	10pg-TEQ/l以下	10pg-TEQ/l以下	○	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素※6	-	-	○	
1,4-ジオキサン※6	-	-	○	

※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」。

※2 確認方法(回数)は以下の通りとする。

①＝放流水のサンプリング及び分析を実施(年1回)

②＝放流水のサンプリング及び分析を実施(月1回)

※3 アルキル水銀の法規制値「不検出」は、0.0005mg/L未満であることを表す。

※4 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及びEPNに限る。

※5 「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準を定める命令等の施行について」による基準。

※6 廃棄物処理法の基準にはない項目であるが、環境基準が定められている項目。

※ 上記の他、農業用水基準項目及びケルダール窒素については、農業用水取水期(3月～9月までの間)に月1回測定する。

3) 地下水

地下水は、表1-6-3に示す維持管理基準値を設定し遵守する。

表1-6-3 地下水水質維持管理基準値

地下水モニタリング項目	地下水基準値(mg/l)	目標値(mg/l) (維持管理基準値)	確認方法(回数) ※1	
			①	②
アルキル水銀	不検出	不検出	○	
総水銀	0.0005以下	0.0005未満	○	
カドミウム	0.01以下	0.01以下	○	
鉛	0.01以下	0.01以下	○	
六価クロム	0.05以下	0.05以下	○	
砒素	0.01以下	0.01以下	○	
全シアン	不検出	不検出	○	
ポリ塩化ビフェニル	不検出	不検出	○	
トリクロロエチレン	0.03以下	0.03以下	○	
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.01以下	○	
ジクロロメタン	0.02以下	0.02以下	○	
四塩化炭素	0.002以下	0.002以下	○	
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.004以下	○	
1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.02以下	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.04以下	○	
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	1以下	○	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.006以下	○	
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.002以下	○	
チウラム	0.006以下	0.006以下	○	
シマジン	0.003以下	0.003以下	○	
チオベンカルブ	0.02以下	0.02以下	○	
ベンゼン	0.01以下	0.01以下	○	
セレン及びその化合物	0.01以下	0.01以下	○	
ふっ素及びその化合物	0.8以下	0.8以下	○	
ほう素及びその化合物	1以下	1以下	○	
有機燐化合物※2	不検出	不検出	○	
ダイオキシン類(pg-TEQ/l)	1pg-TEQ/l以下	1pg-TEQ/l以下		○
塩化ビニルモノマー※3	-	-		○
1,2-ジクロロエチレン※3	-	-		○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素※3	-	-		○
1,4-ジオキサン※3	-	-		○

※1 地下水のサンプリングは観測用井戸(上流1ヶ所、下流1ヶ所)で行い、確認方法(回数)は以下の通りとする。
 ①＝分析を3ヶ月に1回実施。
 ②＝分析を年1回実施。
 ※2 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及びEPNに限る。
 ※3 廃棄物処理法において基準が定められていない項目であるが、今後廃棄物処理法においても基準値が定められる可能性があることからモニタリングを実施する。
 ※ 上記の他、地下水集排水管の洪水調整池への出口付近において別途電気伝導率の測定を行う。(連続)

4) 騒音

騒音は、表1-6-4に示す維持管理基準値を設定し遵守する。

表1-6-4 騒音維持管理基準値

時間区分	法規制値 ※ 敷地境界線上の数値	目標値 (維持管理基準値) 敷地境界線上の数値	確認方法 (回数)
朝 (6時～8時)	50 dB以下	50 dB以下	敷地境界線上の5地点において、測定を行う。 (頻度:1回/年)
昼間 (8時～18時)	55 dB以下	55 dB以下	
夕 (8時～22時)	50 dB以下	50 dB以下	
夜間 (22時～6時)	45 dB以下	45 dB以下	

注) ※：騒音規制法に基づく工場・事業場に係る規制基準

5) 振動

振動は、表1-6-5に示す維持管理基準値を設定し遵守する。

表1-6-5 振動維持管理基準値

時間区分	法規制値 ※ 敷地境界線上の数値	目標値 (維持管理基準値) 敷地境界線上の数値	確認方法 (回数)
昼間 (8時～20時)	65 dB以下	65 dB以下	敷地境界線上の5地点において、測定を行う。 (頻度:1回/年)
夜間 (20時～翌8時)	55 dB以下	55 dB以下	

注) ※：振動規制法に基づく工場・事業場に係る規制基準

6) 悪臭

悪臭は、表1-6-6に示す維持管理基準値を設定し遵守する。

表1-6-6 悪臭維持管理基準値

時間区分	法規制値 ※ 敷地境界線上の数値	目標値 (維持管理基準値) 敷地境界線上の数値	確認方法 (回数)
臭気指数 (埋立地)	13 以下	13 以下	埋立地周辺の敷地境界線上2ヶ所(調査時の風上及び風下)にて悪臭の測定を行う。 (頻度:1回/年)
臭気指数 (破砕処理施設)	13 以下	13 以下	破砕処理施設建屋周辺の敷地境界線上2ヶ所(調査時の風上及び風下)にて悪臭の測定を行う。 (頻度:1回/年)

注) ※：悪臭防止法の規制基準

(2) 施設の維持管理方法

施設の維持管理方法を表1-6-7に示す。

表1-6-7 施設の維持管理方法

1. 共通基準（最終処分場）
廃棄物処理法施行規則第12条の6関連

条項	項目	内容	計画施設での管理方法
第1号	性状の分析又は計量	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	本施設において、産業廃棄物を受入る際の手続きは、別紙2 7(4) 廃棄物管理方法に定める方法で実施します。
第2号	処理能力超過防止	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	・最終処分場の堰堤高と埋立廃棄物高を週1回確認することで、埋立廃棄物が堰堤高を超えないよう常時監視を行います。
第3号	異常事態時の措置	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	・産業廃棄物の流出等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止するとともに、別紙2 7(6)異常時の措置で定める事故・災害時対策フローに従い、関係者への連絡を行い、また、緩和・復旧処置を実施し、原因究明と再発防止に努めます。
第4号	定期点検・機能検査	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	・施設の正常な機能を維持するため、別紙2 7(5)に定める点検計画に従い施設の点検及び機能検査を行います。
第5号	飛散・流出・悪臭防止対策	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	(飛散・流出) ・飛散・流出しやすい廃棄物の埋立の際は、散水や定期的な覆土を行います。 (悪臭) ・浸出水集排水管とガス抜き管は接続されており、空気の流通、供給ができる構造となっています。このため、有機物の分解に適した条件を整え、嫌気性状態を避けることにより腐敗性ガスの発生抑制に努めます。 ・臭気の強い廃棄物を搬入した場合は、即時覆土を行い悪臭の拡散を防止します。
第6号	害虫の発生防止	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	・場内の清掃を心がけ、常に清潔を保つことにより、ねずみの生息及び害虫発生を抑制します。

第7号	騒音・振動発生防止措置	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわれないように必要な措置を講ずること。	・最終処分場内で使用する重機は、稼動計画(p35 参照)を基本に効果的な運用を行います。 ・低騒音型の重機を使用し、アイドリングストップや設備の定期点検を実施することにより騒音・振動の発生を抑制します。 ・廃棄物埋立第2期以降、敷地境界線上において、騒音レベルが高くなるおそれがあることから、定期的に騒音を測定します。 ・騒音測定結果を基に、敷地境界線上で騒音が規制値を超える恐れのある箇所については、防音壁(高さ3m 程度)を設置することを前提とした対策を講じます。
第8号	定期的な放流水の水質検査	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	・放流水は、別紙2 7(3)④で定める確認方法に従い定期的に水質検査を行います。
第9号	検査記録の作成と保存	施設の維持管理に関する点検、検査その他の配置の記録を作成し、3年間保存すること。	・施設の維持管理に関する点検、検査その他の配置の記録を作成し、3年間保存します。

2. 共通基準(破碎施設)
廃棄物処理法施行規則第12条の6関連

条項	項目	内容	計画施設での管理方法
第1号	性状の分析又は計量	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	共通基準(最終処分場)と同様。
第2号	処理能力超過防止	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	・破碎機の処理能力及び保管容量を超えることのないよう、搬入計画の段階で搬入量を調整します。 ・破碎施設処理前保管ヤードでは、廃棄物処理法で定められた保管基準に従い、適切な数量の保管を行います。保管状態は、毎日1回確認を行います。

第3号	異常事態時の措置	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設を停止し、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物の流出等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止するとともに、別紙2 7(6)異常時の措置で定める事故・災害時対策フローに従い、関係者への連絡を行い、また、緩和・復旧処置を実施し、原因究明と再発防止に努めます。
第4号	定期点検・機能検査	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、別紙2 7(5)④で定める確認方法に従い定期的に施設の点検及び機能検査を行います。
第5号	飛散・流出・悪臭防止対策	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	(飛散・流出) - 破砕処理作業は全て建屋内で行います。また、破砕作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行うことにより廃棄物の飛散・流出を抑制します。 - 破砕施設内にミスト発生装置を設置し、次により使用・管理を行うことで、廃棄物の飛散を防止します。 - 天井ミスト：破砕機の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧します。 - スポットミスト：破砕機投入口等、破砕機からの粉じん発生源に設置し、破砕機稼動時は、常時ミストを噴霧します。 - また、廃棄物保管ヤード等、粉じんが発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が予想される場合には必要に応じてミストを噴霧します。 (悪臭) - 敷地境界線上における維持管理基準を遵守します。また、年1回、破砕施設周辺の敷地境界線上 2箇所(調査時の風上、風下)にて粉じんの測定を行います。 - 扱う品目自体から悪臭が発生するものではありませんが、稀に廃プラスチック類等に付着した有機物等から臭気が発生する場合があります。このような場合は、破砕作業等の前にミストに消臭剤を予め添加し噴霧することで悪臭の拡散を防ぎます。 - 破砕機は建屋内に設置、選別作業等も建屋内で行います。 - 敷地境界線上における維持管理基準を遵守します。また、年1回、破砕施設周辺の敷地境界線上 2箇所(調査時の風上、風下)にて悪臭の測定を行います。

第6号	害虫の発生防止	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	・場内の清掃を心がけ、常に清潔を保つことにより、ねずみの生息及び害虫発生を抑制します。
第7号	騒音・振動発生防止措置	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	・破砕施設内で使用する重機は、稼動計画(p36 参照)を基本に効率的な運用を行います。 ・低騒音型の重機を使用し、アイドリングストップや設備の定期点検を実施することにより騒音・振動の発生を抑制します。 ・破砕処理作業は全て建屋内で行います。また、破砕作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行うことにより外部への騒音発生を抑制します。 ・破砕施設の稼動により事業用地南西側の敷地境界線上の一部において、騒音が規制値を超えるおそれがあるため、当該箇所には音壁(高さ2.5m)を設置します。
第8号	定期的な放流水の水質検査	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	放流水はありません。
第9号	検査記録の作成と保存	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。

3. 個別基準（破砕施設）
廃棄物処理法施行規則第12条の7第9項関連

条項	項目	内容	計画施設での管理方法
第1号	粉じん対策	破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	(飛散・流出) ・破砕処理作業は全て建屋内で行います。また、破砕作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行うことにより粉じんの飛散・流出を抑制します。 ・破砕施設内にミスト発生装置を設置し、次により使用・管理を行うことで、廃棄物の飛散を防止します。 - 天井ミスト:破砕機の稼働の有無に関わらず、定期的に一定量のミストを天井から噴霧します。 - スポットミスト:破砕機投入口等、破砕機からの粉じん発生源に設置し、破砕機稼動時は、常時ミストを噴霧します。 また、廃棄物保管ヤード等、粉じんが発生するおそれのある場所にも併せて設置し、その発生が見られる場合には必要に応じてミストを噴霧します。

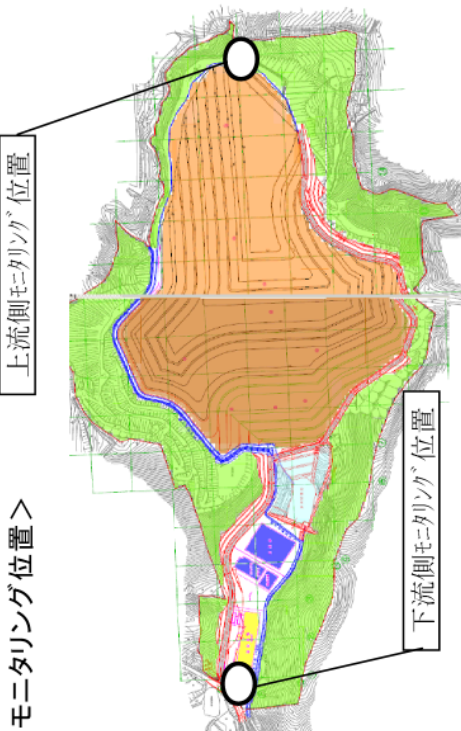
4. 個別基準（最終処分場）

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」関連
なお、本件施設は、産業廃棄物の管理型最終処分場であり、その維持管理基準は、同省令第2条第2項第3号で準用するところの、同省令第1条第2項に規定されています。

条項	項目	内容	計画施設での管理方法
第1号	飛散防止対策	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないよう必要な措置を講ずること。	(産業廃棄物) ・GPS等により、その日に埋立てた廃棄物の位置を管理することにより、埋立区域が一箇所に集中することを避け、特定箇所からの粉じん発生を防止します。 ・台風等予め天候が荒れることが予想される場合は、搬入規制等の措置を取り、粉じんの飛散を防止します。 ・強風時(風速 5.5m/s 以上)には、十分な散水を実施するなどの対策を実施します。風速の判断は、風速計及び埋立地内に設置した吹流しの角度から風速を確認します。 ・産業廃棄物のうち、飛散しやすい廃棄物の埋立ての際は、散水や

		定期的な覆土（性状によっては即日覆土）を行うことにより飛散流出を防止します。 ・効率の良い作業により埋立作業時間を短縮します。 ・年1回、埋立地周辺の敷地境界線上2箇所(調査時の風上及び風下)にて粉じんの測定を行います。 (廃石綿等) ・石綿含有廃棄物処理等処理マニュアル(平成19年3月環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部)に沿った処分方法を遵守します。 - また、今後法令やマニュアルが変更された場合、それに準じた処分方法を遵守するようにします。 ・廃石綿等の埋立にあたっては、大気中に飛散しないよう耐水性の材料で二重梱包した状態で埋立を行うと共に、埋立終了後には、15cm以上の覆土を即日行います。 ・年4回、埋立地(発生源)及び風下の敷地境界線2箇所にて石綿の測定を行います。
第2号	悪臭防止	最終処分場の外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。 ・浸出水集排水管とガス抜き管は接続されており、空気の流通、供給ができる構造となっています。このため、有機物の分解に適した条件を整え、嫌気性状態を避けることにより腐敗性ガスの発生抑制に努めます。 ・臭いの強い廃棄物を搬入した場合は、即時覆土を行い悪臭の拡散を防止します。 ・GPS等により、その日に埋立てた廃棄物の位置を管理することにより、埋立区域が一箇所集中することを避け、特定箇所からの悪臭発生を防止します。 ・効率の良い作業により廃棄物の埋立時間を短縮します。 (浸出水処理施設) ・浸出水処理施設から排出される脱汚泥の管理は屋内とし、定期的に埋立処理します。 (その他) ・年1回、埋立地周辺の敷地境界線上2箇所(調査時の風上、風下)にて悪臭の測定を行います。
第3号	火災発生の防止	火災の発生を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。

			能を兼ねるガス抜き管から大気に自然拡散するため、埋立地内に滞留しません。 また、防火設備を設置すると共に、構内での禁煙等を心がけ火災発生防止に努めます。																
第4号	ねずみの生息及び害虫等の発生の防止	ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	場内の清掃を心がけ、常に清潔に保つことにより、ねずみの生息及び害虫発生を抑制します。																
第5号	埋立場所の囲い	埋立処分の場所の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができ囲いを設けること。	埋立地の周囲には高さ1.8m以上のフェンスを設置し、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止する措置を取ります。																
第6号	立札の設置	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立札その他の設備を見やすい箇所に設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じます。																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">産業廃棄物の最終処分場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td><td colspan="3">燃え殻、汚泥、廃油(タービルピッチ類に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号、廃石棉等、一般廃棄物(予定)</td></tr> <tr> <td>埋立処分の期間</td><td colspan="3">平成〇〇年〇〇月—平成〇〇年〇〇月</td></tr> <tr> <td>管理者名</td><td>〇〇 〇〇</td><td>連絡先</td><td>㈱ミダック 〇〇〇-〇〇〇</td></tr> </tbody> </table>	産業廃棄物の最終処分場				産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油(タービルピッチ類に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号、廃石棉等、一般廃棄物(予定)			埋立処分の期間	平成〇〇年〇〇月—平成〇〇年〇〇月			管理者名	〇〇 〇〇	連絡先	㈱ミダック 〇〇〇-〇〇〇
産業廃棄物の最終処分場																			
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油(タービルピッチ類に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号、廃石棉等、一般廃棄物(予定)																		
埋立処分の期間	平成〇〇年〇〇月—平成〇〇年〇〇月																		
管理者名	〇〇 〇〇	連絡先	㈱ミダック 〇〇〇-〇〇〇																
第7号	擁壁の点検	擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあるため認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	えん堤(擁壁)は、1月に1回擁壁の点検を行い、損壊するおそれやその他の異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じます。																
第8号	遮水工の保護	埋立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあるため認められる場合には、産業廃棄物を埋立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	遮水工の表面には、保護マット(t=10mm)、保護土(t=400mm)、砕石敷(t=100mm)を予め敷設することにより損傷を防止します。 また、埋立地では、少量の地下水が想定されることから、地下水滞留による揚力等の影響で遮水工が破損することを防ぐため、管径600mmの地下水集排水管を設定し、地下水の滞留を防止します。																
第9号	遮水工の点検	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあるため認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	別紙2 7(5)②で定める項目により遮水工の定期的点検を行います。 また、遮水工の機能を間接的に確認するため、地下水集排水管に																

第10号	地下水の検査	埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	よって集められた地下水を洪水調整池流入出口付近に設置した測定器により電気伝導率の連続モニタリングを行います。なお、異常を認めた場合には、速やかにその原因を調査の上、必要な措置を講じます。 埋立地の上流及び下流に各1箇所設置された観測井戸より地下水を採取し水質検査を行う。 なお、洪水調整池及び各施設は、浅層地下水の流動を遮断させない構造とします。 ＜モニタリング位置＞ 	埋立開始前に地下水モニタリング項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度の測定をし記録します。 埋立開始後は3月に1回(項目によっては年1回)地下水モニタリング項目の測定をし記録します。 本計画施設では、埋立開始後、電気伝導率の測定・記録を1月に1回行うこととします。 電気伝導率に異常を認めた場合には、速やかに地下水モニタリング項目についても測定をし記録します。
------	--------	---	--	---

第11号	地下水異常時の措置	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかでない場合を除く）が認められた場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水モニタリング項目に係る水質検査の結果によって、本計画施設に起因する水質の悪化が認められた場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。
第12号	雨水の流入防止	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	本計画の処分場は、本号に定める構造の処分場ではないため、該当しません。
第13号	調整池の点検	調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあることを認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	1月に1回調整池の点検を行い、損壊するおそれやその他の異常を認められた場合には、速やかに必要な措置を講じます。
第14号	浸出水処理設備の維持管理	イ放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	・埋立基準に適合するか必要に応じ事前に検査・分析を行い、適合しない廃棄物については埋立てを行わないことで、高負荷な浸出水の発生を抑制します。 ・別紙2 7(5)②で定める項目により定期的に点検を行います。 - また、別紙2 7(3)④で定める項目について放流水の水質を測定及び記録を行うことにより、排水基準等に適合するよう維持管理を行います。 ・埋立地周辺からの地表水が、埋立地内に入ること防止し、浸出水の発生量を抑制するため、埋立地の周囲にポリエチレン製の側溝を設置します。 - なお、側溝は、一月に1回点検を行い、4ヶ月に1回または、必要に応じて堆積した土砂等の除去を行うことで、その機能を維持させます。
		ロ．浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	・別紙2 7(5)②で定める項目により定期点検を行います。 - その中で異常を認められた場合には、速やかに必要な措置を講じます。 ・浸出水処理設備は、重金属反応槽から中和槽までを二系列で形成することで、原水水質の変動、設備のメンテナンス及び緊急停止等に対応できる構造とし、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じます。

		ハ、放流水の水質検査を次により行うこと。 (1)排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 (2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。	・別紙2 7(3)④で定めるとおり、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、T-N(窒素含有量)を除く放流水モニタリング項目については1年に1回測定を行い記録します。 別紙2 7(3)④で定めるとおり、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、T-N(窒素含有量)については1月に1回、測定を行い記録する。
第15号	開渠の維持管理	開渠その他の設備の機能を維持するとともに、産業廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	1月に1回開渠その他の設備の点検を行い、4ヶ月に1回又は必要に応じて堆積した土砂等の除去を行います。
第16号	発生ガス除去	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	埋立地から発生するガスは、浸出水集排水機能を兼ねるガス抜き管から大気に自然拡散するため、埋立地内に滞留しません。
第17号	最終覆土	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立処分が終了した後、アスベストを埋立てた区域には、厚さ2m以上の覆土を行い、その他の廃棄物を埋立てた区域は、厚さ50cm以上の覆土を行います。
第18号	覆いの損壊防止	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖後は1月に1回施設の巡回点検を行い、損壊するおそれやその他の異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じます。
第19号	残余埋立量の測定	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	残余の埋立容量は、1年に1回測定し、かつ、記録します。
第20号	記録の保存	埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに廃石綿等を埋立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存します。

5. ダイオキシシン類に関する基準

「ダイオキシシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分地の維持管理の基準を定める省令」第1条関連

条項	項目	内容	計画施設での管理方法
第1号	地下水の検査	埋立地からの浸出水による最終処分場の周辺の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。 (イ) 埋立開始前にダイオキシシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。 (ロ) 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。 ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等(以下「保有水等」という。)の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシシン類による最終処分場周縁の地下水の汚染の生ずるおそれがないことが明らかな場合は、この限りではない。 (ハ) 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。	4. 個別基準(最終処分場)第10号と同様
第2号	地下水異常時の措置	ダイオキシシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシシン類による汚染(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなる場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	埋立開始前にダイオキシシン類の濃度の測定をし記録します。 埋立開始後は1年に1回ダイオキシシン類の濃度の測定をし記録します。 電気伝導率に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシシン類の濃度を測定し記録します。 ダイオキシシン類に係る水質検査の結果によって、本計画施設に起因する水質の悪化が認められた場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。
第3号	浸出水処理施設	(イ) 放流水の水質がダイオキシシン類対策特別措置法施工規則別表第二の下欄に定めるダイオキシシン類の許容限度に適合することとなるように維持管理すること。 (ロ) 放流水についてダイオキシシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ、記録すること。	下記ロ.のとおり放流水の測定及び記録を行い、放流水の水質がダイオキシシン類の許容限度に適合するよう維持管理を行います。 放流水についてダイオキシシン類に係る水質検査を1年に1回測定を行い記録します。

6. 収集・運搬に関する基準

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」関連

産業廃棄物の収集・運搬の基準は、同政令第6条第1項第1号で準用するところの、同政令第3条第1号イに規定されています。

条項	項目	内容	計画施設での管理方法
(1)	飛散・流出防止	産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。	廃棄物運搬時には、荷台にカバーを掛けて産業廃棄物の飛散・流出を防止します。
(2)	悪臭・騒音・振動防止	収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	(悪臭) ・廃棄物運搬時には、荷台にカバーを掛けて悪臭の拡散を防止します。 ・廃棄物運搬車両等の清掃を定期的に行い、悪臭の発生を防止します。 (大気汚染・騒音・振動) ・廃棄物運搬車両は、制限速度を厳守する、集落付近では特に低速運転に心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしないといった指導・教育を徹底します。 ・短時間に廃棄物運搬車両が集中することのないよう車両搬出入時間の調整を行います。 ・廃棄物運搬車両の整備点検を十分に行い騒音・振動の発生を抑制します。 ・定められた搬入ルートを厳守します。

汚染土壌の処理に関する基準 (汚染土壌処理業に関する省令第五条)

条項	項目	内容	当社計画施設での管理方法
第1号	飛散・地下浸透・悪臭防止措置	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発生を防止するために必要な措置を講ずること。	＜飛散防止＞ ・GPS等により、その日に埋立てた汚染土壌の位置を管理することにより、埋立区域が一箇所集中することを避け、特定箇所からの粉じん発生を防止します。 ・台風等予め天候が荒れることが予想される場合は、搬入規制等の措置を取り、粉じんの飛散を防止します。 ・強風時(風速5.5m/s以上)には、十分な散水を実施するなどの対策を実施します。風速の判断は、風速計及び埋立地内に設置した吹流しの角度から風速を確認します。 ・効率の良い作業により埋立作業時間を短縮します。 ・年1回、埋立地周辺の敷地境界線上2箇所(調査時の風上及び風下)にて粉じんの測定を行います。 ＜地下浸透防止＞ ・地下浸透を防ぐ遮水工を定期的点検の実施及び地下水集配水管によって集められた地下水をその出口に設置する測定器によって電気伝導率をモニタリングすることにより遮水工の性能維持を確認します。また、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じます。 ＜悪臭防止＞ ・浸出水集排水管とガス抜き管は接続されており、空気の流通、供給ができる構造となっています。このため、有機物の分解に適した条件を整え、嫌気性状態を避けることにより腐敗性ガスの発生抑制に努めます。 ・臭気の強い汚染土壌の搬入の際は、即時覆土により悪臭の拡散を防止します。 ・GPS等により、その日に埋立てた汚染土壌の位置を管理することにより、埋立区域が一箇所に集中することを避け、特定箇所からの悪臭発生を防止します。 ・効率の良い作業により廃棄物の埋立時間を短縮します。

			・浸出水処理施設から排出される脱下水汚泥の管理は屋内とし、定期的に埋立処理します。 ・年 1 回、埋立地周辺の敷地境界線上 2 箇所(調査時の風上及び風下)にて悪臭の測定を行います。 ・埋立処理施設内で使用する重機は、稼動計画(別紙 2-1 (3) ④)＜維持管理計画＞a. 重機の効率的運用(参照)を基本に効率的な運用を行います。 ・低騒音型の重機を使用し、アイドリングストップや設備の定期点検を実施することにより騒音・振動の発生を抑制します。 ・汚染土壌埋立第 2 期以降、敷地境界線上において、騒音レベルが高くなるおそれがあることから、定期的に騒音を測定します。 ・騒音測定結果を基に、敷地境界線上で騒音が規制値を超えるおそれのある箇所については、防音壁(高さ 3m 程度)を設置することを前提とした対策を講じます。
第 2 号	騒音・振動防止措置	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
第 3 号	飛散・地下浸透・悪臭時の措置	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、又は悪臭が飛散した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ちにその旨を浜松市長へ届け出るとともに、汚染土壌処理施設の運転を停止し、ISO14001により作成している事故対応手順書に従い、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講じます。 汚染土壌処理施設へは以下の通り汚染土壌の受入れをします。
第 4 号	汚染土壌の受入基準	汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れは、次によること。 イ 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れられてはならないこと。	イ 本施設においては、汚染土壌を受け入れる際の手続きは次の通りとし、申請書に記載した通り、処理能力及び受入汚染土壌の性状を制限します。また、継続取引案件についても、定期的に分析を行い、受入基準に違わないよう確認します。

		①排出事業者からの処分依頼 ↓ ②汚染土壌の情報入手 ・汚染土壌の確認(目視・写真) ・発生工程(異物混入可能性)、発生量、発生時期の確認 ・汚染土壌の性状把握(分析データの取得、サンプル取得、分析) ↓ ③受け入れ可否の検討(②で得た情報等をもとに判断) ↓ ④契約の締結 ↓ ⑤奥山の杜・グリーンセンターへの搬入 ↓ ⑥搬入検査 ・搬入汚染土壌の目視検査 ・マニフェスト記載汚染土壌と搬入汚染土壌の整合の確認 ・トラックススケールによる計量 ・定期的な抜き取り検査の実施 ↓ ⑦埋立処分の実施
	□ 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあっては、第二種特定有害物質（規則第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。）以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れなければならないこと。 ハ 埋立処理施設にあっては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れなければならないこと。	□ 当該施設は埋立処理施設であるため、該当しません。 ハ 上記受入手続きで汚染土壌の性状を確認し、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れません。

第5号	各種法令・条例の遵守	汚染土壌の処理に関し、下水道法、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)、水質汚濁防止法、悪臭防止法(昭和四十六年法律第六十一号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)、ダイオキシン類対策特別措置法その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令及び条例を遵守すること。	大気汚染防止法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法等、当該施設の運営に関わる各種法令・条例を遵守します。
第6号	申請書に記載した汚染土壌処理方法への適応	申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に従って処理を行うこと。	別紙 2-1 (2) 汚染土壌の処理工程 に示した汚染土壌の処理の方法に従って処理を行います。
第7号	セメント製造施設におけるセメントの品質管理	セメント製造施設にあっては、申請書に記載したセメントの品質管理の方法に従ってセメントを製造し、かつ当該セメントは通常の使用に伴い特定有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとする。	当該施設は埋立処理施設であるため、該当しません。
第8号	分別等処理施設における汚染土壌の混合の禁止	分別等処理施設にあっては、第二溶出基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないこと。	当該施設は埋立処理施設であるため、該当しません。
第9号	汚染土壌の処理期限	汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から六十日以内に終了すること。	汚染土壌の埋立処理は、搬入当日に行うことを原則とします。
第10号	汚染土壌の保管	汚染土壌の保管は、申請書に記載した保管設備において行うこと。	当該施設において、保管設備は設けません。
第11号	汚染土壌移動時における飛散防止措置	汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。 イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。 ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。 ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆	汚染土壌処理施設内に汚染土壌を受け入れるときは、直接最終積み下ろし場所に積み下ろすため、場内で移動は行いません。

		うこと。 二 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。 ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。	
第12号	汚水の地下浸透の禁止	汚水を地下に浸透させないこと。	汚水を地下に浸透させないよう、遮水工を設けます。 (別紙 1-1 (3) ① イ. 底面部の遮水工、ロ. 法面部の遮水工 参照) (別紙 1-2 ホ. 飛散・地下浸透・悪臭発散防止措置 参照)
第13号	公共用水域への排出基準	排出水を公共用水域に排出する場合には、次によること。 イ その水質が排水口において排出水基準に適合しない排水を排出してはならないこと。 ロ 前条第一号ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排水の水質を測定すること。	当該施設からの排水は河川へ排出するため、下記対策を講じます。 イ 排水口における排水の水質を排出水基準に適合させるために必要な措置を講じます。 (別紙 2-1 (3) 排水ガスの性状、排水水質、騒音 レベルの目標値、処理方法及び確認方法 ③水質 参照) ロ 放流水放流口付近において、排水の水質の各項目を定期的に測定します。 (別紙 2-1 (3) 排水ガスの性状、排水水質、騒音 レベルの目標値、処理方法及び確認方法 ③水質 参照)
第14号	下水道への排出基準	排水を排除して下水道を使用する場合には、次によること。 イ その水質が排水口において排除基準に適合しない排水を排除してはならないこと。 ロ 下水道測定方法により排水の水質を測定すること。	当該施設からの排水は下水道へ排出しないため、該当しません。
第15号	地下水測定措置	汚染土壌処理施設の周縁の地下水を三月に一回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準(規則第七条第一項に規定する地下水基準をいう。以下同じ。)に一年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは一年に一回以上測定すれば足り、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であって地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと。	地下水集配水管並びに埋立地の上流及び下流に各1箇所設置された観測井戸より地下水を採取し定期的に水質検査を行います。 イ 埋立開始前に地下水モニタリング項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度の測定をし、かつ、記録します。 ロ 埋立開始後は土壌汚染対策法に定められた地下水モニタリング項目を3ヶ月に1回、その他の項目を1年に1回測定を行い記録します。 ハ 埋立開始後は1月に1回電気伝導率の測定を行い記録します。 ニ 電気伝導率に異常を認めた場合には、速やかに地下水モニタリング項

第16号	大気有害物質測定措置	浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、次によること。 イ 前条第一号又（１）から（６）までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、当該（１）から（６）までに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。 ロ 排出口における前条第一号又（１）から（６）までに掲げる大気有害物質の量を三月に一回以上（一年間継続してイの規定に従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、一年に一回以上）、大気有害物質（前条第一号又（１）から（６）までに掲げる大気有害物質を除く。）の量を一年に一回以上、同号又の環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。	目についても測定し、かつ、記録します。 当該施設は埋立処理施設であるため、該当しません。
第17号	汚染土壌処理施設外への搬出の禁止	汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、規則第五十九条第三項に規定する方法による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合しているもの（以下「浄化等済土壌」という。）を搬出する場合 ロ 当該汚染土壌を申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合	当該汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌は、汚染土壌処理施設外へは搬出しません。
第18号	運搬委託時の管理票の交付	前号ロの場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときには、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し、	当該汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌は、汚染土壌処理施設外へは搬出しません。

第 19 号	再処理委託時の管理 票の運用	管理票を交付しなければならないこと。 再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）は、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがないうことを確認するとともに、法第二十条第四項の規定の例により、当該汚染土壌処理業者に当該管理票の写しを送付しなければならないこと。	再処理汚染土壌処理施設として、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがなく、当該汚染土壌処理業者に当該管理票の写しを送付します。
第 20 号	再処理業者への引渡 し完了通知	第十七号口の搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあつては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しが行われた旨を通知しなければならないこと。 イ 当該汚染土壌を引き渡した年月日 ロ 当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称 ハ 当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨	当該汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌は、汚染土壌処理施設外へは搬出しません。

第 21 号	標識の表示義務	汚染土壌処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならないこと。 イ 汚染土壌処理施設についての法第二十二条第一項の許可に係る許可番号 ロ 汚染土壌処理施設について法第二十二条第一項の許可を受けた者の氏名又は名称及び法人にある者はその代表者の氏名 ハ 汚染土壌処理施設の所在地 ニ 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力 ホ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	汚染土壌処理施設の見やすい場所に、下記標識(例)を掲げます。 <table><tr><th colspan="2">汚 染 土 壌 の 埋 立 処 理 施 設</th></tr><tr><td>許可番号</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇</td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td>株式会社ミダック 代表取締役 矢板橋 一志</td></tr><tr><td>所在地</td><td>浜松市北区引佐町奥山 1 3 9 7 番 1 9 5</td></tr><tr><td>面積・容量</td><td>面積 : 228, 241㎡ 埋立面積 : 104, 458㎡ 容量 : 3, 125, 591㎥</td></tr></table>	汚 染 土 壌 の 埋 立 処 理 施 設		許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	氏名又は名称	株式会社ミダック 代表取締役 矢板橋 一志	所在地	浜松市北区引佐町奥山 1 3 9 7 番 1 9 5	面積・容量	面積 : 228, 241㎡ 埋立面積 : 104, 458㎡ 容量 : 3, 125, 591㎥
汚 染 土 壌 の 埋 立 処 理 施 設													
許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇												
氏名又は名称	株式会社ミダック 代表取締役 矢板橋 一志												
所在地	浜松市北区引佐町奥山 1 3 9 7 番 1 9 5												
面積・容量	面積 : 228, 241㎡ 埋立面積 : 104, 458㎡ 容量 : 3, 125, 591㎥												
第 22 号	定期点検・検査の実施	汚染土壌処理施設の正常な機能を維持するため、一年に一回以上当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行うこと。	別紙 2-1（５）日常点検、定期点検等の方法 に定める通り、各施設の点検を行います。										

第 23 号	定期点検・検査記録 の保存	前号の点検及び機能検査の記録を作成し、三年間保 存すること。	点検及び機能検査の記録を作成し、三年間以上保存します。
--------	------------------	-----------------------------------	-----------------------------